○文部科学省告示第百五十七号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和三年九月十五日

文部科学大臣　萩生田　光一

| 指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称 | 指定をした日 | 指定の有効期間 | 指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 | 指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 富嶽清見寺図 | 令和三年九月一日 | 令和三年九月二十日から令和三年十二月三十一日まで | 株式会社中日新聞社<br>事業局　文化事業部長　寺尾　晶子<br>愛知県名古屋市中区三の丸一―六―一<br>愛知県美術館<br>館長　拝戸　雅彦<br>愛知県名古屋市東区東桜一―十三―二<br>株式会社日本経済新聞社<br>事業グループ　プロデューサー　岩根　裕一<br>愛知県名古屋市中区栄四―十六―三十三<br>テレビ愛知株式会社<br>事業局　事業部長　安藤　大平<br>愛知県名古屋市中区大須二―四―八 | 愛知県美術館<br>愛知県名古屋市東区東桜一―十三―二<br>令和三年十月八日から令和三年十一月二十一日 | 指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。 |
| 石橋図 | 同右 | 同右 | 同右 | 同右 | |
| 竹鶴図 | 同右 | 同右 | 同右 | 同右 | |